

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する事業契約の内容を別紙のとおり公表する。

令和8年2月20日
防衛大臣 小泉 進次郎